

事業継続推進機構認定資格者倫理規定

2007年1月29日理事会決定
特定非営利活動法人事業継続推進機構

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人事業継続推進機構(以下「機構」という。)が認定する資格者(以下「認定資格者」という。)が遵守すべき倫理の規範を定めることを目的とする。

(使命)

第2条 認定資格者は、国内外の企業その他の組織が、災害、事故、事件などの発生時に事業継続(BC)が図れるよう、その専門的知識と経験に基づき誠実に業務を行い、国及び各地域の安全・安心・発展に寄与することを使命とする。

(責務)

第3条 認定資格者は、業務上関わる企業その他の組織の事業継続(BC)のため、持てる知識と経験を駆使して誠実にその達成に努めるものとし、また、事業継続(BC)の必要性の認識が社会に広まるよう、可能な限り努めるものとする。

(公平不偏・客観性)

第4条 認定資格者は、事業継続(BC)に関して、自己の利益や、特定の者の利己的な要求に迎合することなく、常に公平不偏に業務に取り組み、客観的かつ総合的に判断して行動しなければならない。

(自己研鑽)

第5条 認定資格者は、事業継続(BC)の取組みに必要な専門知識及び技術・能力の研鑽に常に努め、自己点検を怠らないようにしなければならない。

(相互協調・協力)

第6条 認定資格者は、機構が行う事業継続(BC)の推進のための活動において相互に協調し、かつ、情報・経験の共有等の相互協力により活動目的の達成に可能な限り努めなければならない。

(名誉と信義)

第7条 認定資格者は、社会の安全・安心・発展をめざす者としての名誉を重んじ、社会的信頼を保持するよう努め、いやしくも信義にもとるような行為を行ってはならない。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、機構の理事会の承認を得なければならない。